



◆申込み書類受付期間について◆

戸田ヶ原自然再生キャラクター とだみちゃん

入所月	令和5年度申込み書類受付期間
4月	<p>【一次受付】令和4年11月25日（金）～ 令和4年12月 5日（月）            ※令和4年11月26日（土）、27日（日）、12月3日（土）の受付はありませんが、12月4日（日）については窓口開庁し受付をします。            ※<u>一次受付のみ郵送受付を実施します。</u>詳細は9ページをご覧ください。            なお、郵送での申込みは<u>令和4年12月2日（金）必着</u>となります。</p>
	<p>【二次受付】令和5年 1月 4日（水）～ 令和5年 2月10日（金）            ※二次受付は、一次受付分の利用調整後、定員に満たない保育園があった場合のみ利用調整を行います。<u>一次受付において利用申込みをされた方については、申込みの取下げをされない限り原則再度申込みをする必要はありません。</u></p>
5月	令和5年 2月13日（月）～ 令和5年 4月10日（月）
6月	令和5年 4月11日（火）～ 令和5年 5月10日（水）
7月	令和5年 5月11日（木）～ 令和5年 6月 9日（金）
8月	令和5年 6月12日（月）～ 令和5年 7月10日（月）
9月	令和5年 7月11日（火）～ 令和5年 8月10日（木）
10月	令和5年 8月14日（月）～ 令和5年 9月 8日（金）
11月	令和5年 9月11日（月）～ 令和5年10月10日（火）
12月	令和5年10月11日（水）～ 令和5年11月10日（金）
1月	令和5年11月13日（月）～ 令和5年12月 8日（金）

※日曜開庁窓口実施日以外の土・日・祝日及び年末年始の休業日を除く。

※2月・3月入所はありません。

※入所は毎月1日付けとなります（慣らし保育含む）。月途中の入所はできません。

※空き状況、保留状況は毎月初めに市ホームページで公開します（1月のみ更新なし）。

※内容に修正がある場合は、市ホームページに掲載します。



# 保育施設の利用手

保育施設は、乳幼児の保護者が働いている場合や、病気、親族の介護により自宅児童福祉施設のことです。保育施設には、認可、地域型保育、認可外などさま

# 続きのSTEP!

での保育が困難な場合に、保護者に代わる乳幼児の保育を目的としたさまざまな形があります。

令和5年度の申込みについて詳しくは次のページへ

## 申込み手続きのSTEP（保育所、地域型保育）

保育施設を利用する場合は、保育の必要性を確認するため、申込み手続きと一緒に就労などの認定を受ける手続きをするようお願いいたします。 ※集団生活に慣れさせるためなどの理由は該当しません。

### STEP 1

#### 選ぶ

##### 保育施設選び

自宅からの距離や保育施設の特徴など、情報を集め希望施設を決定します。

※事前に希望施設の見学をおすすめします。見学の申込みは直接保育施設にお問い合わせください。  
※市ホームページにて毎月月初めに空き状況、保育状況も公開していますので、参考にしてください。（1月のみ更新はありません）

### STEP 2

#### 申し込む

##### 申込み書類配布

令和4年10月31日（月）～

ところ

- 市役所2階保育幼稚園課（3番窓口）
- 戸田公園駅前行政センター
- 美笹支所

※水曜日は午後4時30分から午後6時30分まで市役所2階保育幼稚園課で受付延長  
※土・日曜日を除く。ただし、12月4日（日）は受け付けます。  
※郵送でも可（12月2日（金）必着）

##### 申込み期間

令和5年4月（1次受付）

令和4年11月25日（金）～12月5日（月）

ところ 市役所5階 大会議室

とき 午前9時～午後4時30分

令和5年4月（2次受付）

令和5年1月4日（水）～2月10日（金）

ところ 市役所2階 保育幼稚園課

とき 午前8時30分～午後5時15分

令和5年5月～令和6年1月

入所月前月の10日締切

※ただし、10日が土・日・祝日の場合はその前の開庁日が締切です。

### STEP 3

#### 調整・内定

##### 利用調整・入所内定、児童面接・説明

##### 入所前月20日まで

利用調整の結果、利用が内定した場合は4月内定のみ内定通知書が交付されます。（5月内定以降は、入所前月20日までに電話連絡となります）内定後は集団保育が可能かどうか児童面接を受けていただき、集団保育が可能と判断できた際に入所決定となります。

利用が保留となった場合は、利用保留通知書が申込み時初回のみ交付されます。

※保留となった場合、申込みの取下げをされた方をのぞき、年度内（令和6年1月入所まで）は利用調整の対象となります。そのため、再度申込み書類の提出をする必要はありませんが、申込み時と状況が変わった場合や希望施設の変更をしたい場合は、変更届をご提出いただく必要があります。

利用調整結果に関する電話でのお問い合わせに対しては一切お答えできませんので、ご了承ください。

### STEP 4

#### 利用開始

##### 利用開始、入園式、慣らし保育

##### 入所月の1日から

保育施設等利用決定通知書を送付します。

利用開始後は、子どもが慣れるまでのあいだ保育時間が短い「慣らし保育」の期間を設けています。

### 保育施設の種類

利用にあたり、市に申込みが必要な施設は、「保育所（公立・私立）」と「地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）」があります。そのほかに、直接契約して利用できる保育施設として、「認可外保育施設」があります。

種類	特徴	申込先	クラス年齢	保育料
保育所	県が認可した保育施設 公立と私立がある。	市	0～5歳児クラス (一部施設は異なる)	【0～2歳児クラス】 所得などに応じて市が決定  【3～5歳児クラス】 無償※1
小規模保育事業所 (地域型保育)	市が認可した保育施設 定員は19人以下。3歳児以上のクラスがないため、卒園後は連携施設へ入所、または保育所へ転園となる。		0～2歳児クラス	
事業所内保育事業所 (地域型保育)	市が認可した保育施設 定員は19人以下。企業が設置する施設で、従業員の児童と併せて地域の児童を一定数預かる。そのほかは小規模保育事業所に準ずる。		0～2歳児クラス	
認可外保育施設	施設ごとに保育方針や特色、保育時間が大きく異なる。	各施設	施設による	施設による※2

※1 給食費や延長保育料はかかります。費用は施設によって異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。

※2 就労などの理由により保育の必要性がある場合で、市から認定を受けた場合は3～5歳児および0～2歳児（市民税非課税世帯のみ）が無償化対象（上限や条件あり）となりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

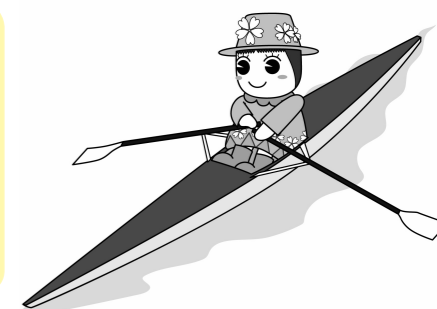
幼児教育・保育の無償化（保育園）についてはこちら▶



### 「保育コンシェルジュ」をご活用ください!

保育に関する専門的知識を持つ保育コンシェルジュが、各家庭の就労状況やニーズに寄り添い、保育所や幼稚園の情報を提供したり相談を受け付けたりしています。

☎ 443-5611  
(保育コンシェルジュ直通)  
午前9時～午後5時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



### 幼稚園の預かり保育時間も拡大しています

市内の幼稚園では、1日10時間以上開園、夏休み期間も実施など、預かり保育時間を拡大している園もあります。通常の教育時間に加え、保育の必要性の認定を受けた方については、預かり保育時間も無償化の対象となります。

#### 幼稚園と保育所の違い

幼稚園は学校教育施設として、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の「教育」を行う施設です。保育所は幼児教育を行うとともに、児童福祉施設として、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

申込み等の詳細は、各幼稚園へお問い合わせください。

#### 〈市内幼稚園一覧〉

幼稚園名	場所	電話 (048)
戸田幼稚園	本町1-12-8	444-2220
戸田第一幼稚園	中町1-30-7	441-3031
つつじ幼稚園	本町4-2-6	441-5765
まきば幼稚園	笹目南町17-5	421-6637
戸田ひまわり幼稚園	美女木1-8-7	421-4949
ささめ幼稚園	笹目6-5-24	421-5437
戸田東幼稚園	中町1-15-10	441-6612
カトリア幼稚園	新曾183	444-6843
はごろも幼稚園	下戸田2-22-11	444-5065
戸田東第二幼稚園	新曾2279-3	430-2015

# 利用申込みをする前に



## ◆入所できる要件（基準）について◆

保育施設等へ入所できる要件（基準）は、児童の保護者が下記の基準に該当し、お子様の保育が必要であると認められた場合となります。

したがって、「集団生活を経験させたい」という理由だけでは、該当なりません。

- (1) 月64時間以上（昼休みを除いた実労働時間）仕事をしている場合
- (2) 母親が出産の前後である場合
- (3) 病気や負傷、その他心身に障害がある場合
- (4) 長期にわたる病気や心身に障害がある親族を、常時（月64時間以上）看護や介護している場合
- (5) 震災、風水害、火災などの不慮の災害を受け、その復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動中である場合（起業準備を含む）
- (7) 常時（月64時間以上）就学中の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む、通信は不可）
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得時に既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- (10) その他、市長が上記に類する状態にあたと認める場合

## ◆入所できる期間について◆

保育施設等に通うことができる期間（保育の利用期間）は、保護者の状況によって変わります。

保護者の状況	保育の利用期間
就労中	就労している期間（最長就学前まで）
求職中・就労内定・育児休業中・ 月64時間未満労働	入所日から2か月間
出産	産前6週（多胎児は14週）開始日を含む月の1日～出産日の翌日から数えて産後8週終了日を含む月の末日まで
入院・疾病・介護	治療、介護に要する期間（最長就学前まで）

◎保育の利用期間が満了すると退所となり、翌月以降は保育施設等を利用できなくなります。

◎育児休業中、求職中又は就労内定等の方は、入所月の翌月の15日までに手続き（就労証明書の提出）をすることにより「就労中」に切り替わります（保育の利用期間が延長されます）。

◎入所できる要件（基準）にあてはまらなくなった場合は、退所となります。

◎4月入所を希望し、令和5年2月4日（土）～令和5年6月10日（土）の期間内に出産の予定がある方は、出産要件での利用期間に該当します。出産の入所期間満了後も保育が必要である要件を満たす見込みがあり、継続して保育の利用を希望する場合はあらかじめご相談ください。

◎育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（又は育児休業に関する法律等）」に基づいたもので、終了予定日が未定の休業や、育児のためではない休業は育児休業に当てはまりませんのでご注意ください。

## ◆令和5年度(2023年度)保育利用年齢早見表◆

### ◆クラス年齢早見表

クラス	生年月日	卒園年月日
0歳児	令和 4年(2022)4月2日～	令和11年3月31日
1歳児	令和 3年(2021)4月2日～令和 4年(2022)4月1日	令和10年3月31日
2歳児	令和 2年(2020)4月2日～令和 3年(2021)4月1日	令和 9年3月31日
3歳児	平成31年(2019)4月2日～令和 2年(2020)4月1日	令和 8年3月31日
4歳児	平成30年(2018)4月2日～平成31年(2019)4月1日	令和 7年3月31日
5歳児	平成29年(2017)4月2日～平成30年(2018)4月1日	令和 6年3月31日

※生年月日が令和5年4月2日以降の0歳児クラスの卒園は令和12年3月31日となります。

※年度の途中で誕生日を迎えても、同一年度は同じクラスに在籍することとなります。

### ◆0歳児受入月齢早見表(生年月日)

入所月	8週受入	3か月受入	6か月受入
令和4年12月	令和4年10月5日以前生まれ	令和4年 9月2日以前生まれ	令和4年 6月2日以前生まれ
令和5年 1月	令和4年11月5日以前生まれ	令和4年10月2日以前生まれ	令和4年 7月2日以前生まれ
令和5年 2月	利用調整はありません		
令和5年 3月			
令和5年 4月	令和5年 2月3日以前生まれ	令和5年 1月2日以前生まれ	令和4年10月2日以前生まれ
令和5年 5月	令和5年 3月5日以前生まれ	令和5年 2月2日以前生まれ	令和4年11月2日以前生まれ
令和5年 6月	令和5年 4月5日以前生まれ	令和5年 3月2日以前生まれ	令和4年12月2日以前生まれ
令和5年 7月	令和5年 5月5日以前生まれ	令和5年 4月2日以前生まれ	令和5年 1月2日以前生まれ
令和5年 8月	令和5年 6月5日以前生まれ	令和5年 5月2日以前生まれ	令和5年 2月2日以前生まれ
令和5年 9月	令和5年 7月6日以前生まれ	令和5年 6月2日以前生まれ	令和5年 3月2日以前生まれ
令和5年10月	令和5年 8月5日以前生まれ	令和5年 7月2日以前生まれ	令和5年 4月2日以前生まれ
令和5年11月	令和5年 9月5日以前生まれ	令和5年 8月2日以前生まれ	令和5年 5月2日以前生まれ
令和5年12月	令和5年10月5日以前生まれ	令和5年 9月2日以前生まれ	令和5年 6月2日以前生まれ
令和6年 1月	令和5年11月5日以前生まれ	令和5年10月2日以前生まれ	令和5年 7月2日以前生まれ
令和6年 2月	利用調整はありません		
令和6年 3月			
令和6年 4月	令和6年 2月4日以前生まれ	令和6年 1月2日以前生まれ	令和5年10月2日以前生まれ

### 《0歳児受入月齢について》

【受入なし】 下戸田保育園、笹目東保育園  
むつみ保育園

【3か月受入】 きざわ保育園、すみれ保育園

【6か月受入】 新曽保育園、喜沢南保育園、上戸田南保育園、新曽南保育園、笹目川保育園  
ささめ保育園、げんき保育園、かなな保育園、みずき保育園、つくし保育園、みんと保育園

【8週受入】 上記以外の保育所

※小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に関しましては、別紙の一覧でご確認ください。

## ◆教育・保育給付認定について◆

保育施設等を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分は以下のとおりとなり、申請書類等からご家庭の保育の必要量を判断し、必要量に応じて「保育短時間」、「保育標準時間」の認定を受けます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定【教育標準時間】	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定【保育標準時間】 / 【保育短時間】	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園
3号認定【保育標準時間】 / 【保育短時間】	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園 小規模保育等

※教育・保育給付認定の申請に基づき、支給認定証を交付します。

支給認定証は各月利用調整の結果に同封します。（すでに教育・保育給付認定を受けている児童を除く）

## ◆保育時間について◆

- ・保育標準時間認定の児童 施設ごとで決められた1日11時間の中で保育が必要な時間利用可能
- ・保育短時間認定の児童 施設ごとで決められた1日8時間の中で保育が必要な時間利用可能  
（認定区分が「育児休業中」の場合は原則、短時間認定となります）

### 認可保育所の場合

- ・保育標準時間 7：00～18：00の11時間
- ・保育短時間 8：30～16：30の8時間

※土曜日の開所時間や保育時間等については、園によって異なりますので各園にお問い合わせください。

※各保育所の開所時間については、別紙「令和5年度戸田市保育所一覧（予定）」をご確認ください。

### 小規模保育実施施設の場合

※施設によって異なりますので、別紙「令和5年度小規模保育事業及び事業所内保育事業実施施設一覧（予定）」をご覧ください。

### ◎延長保育について

認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育扱いとなります。延長保育を利用する場合は延長保育料が発生します。受入月齢や料金など詳細は各保育施設にお問い合わせください。

## ◆病児・病後児保育事業について◆

病児・病後児保育とは、お子様（生後57日以降満12歳に達した日以降の最初の3月31日まで）が病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、施設にて看護師・保育士により一時的にお子様をお預かりする事業です。詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話（048）
病児保育室太陽の子北戸田	戸田市新曽 2002-12 市ヶ谷ビル2F	（434）2511
戸田中央総合病院病児保育室ひまわり	戸田市本町 1-19-3	（442）3611
病児保育室きらら	戸田市新曽 1191-8	（446）6368

## ◆特別支援保育事業について◆

### （1）特別支援保育とは

集団保育において配慮を必要とする児童に対する保育であり、心身に障がいをもつ児童（障がい児）が保育施設等に入所し、児童の成長と発達を促進させることを目的としています。

## (2) 対象となる児童

保育施設等において集団生活が可能であり、かつ、障がいの程度が軽度から中程度までの障がい児で日々通園ができる2号または3号の教育・保育給付認定を受けた戸田市在住の児童。

## (3) 定員

定員は1施設あたり4名程度で、クラス定員の中に含まれます。

## (4) 申込み手続

お子様に合わせて必要書類をご案内しますので、ご希望の方は戸田市役所保育幼稚園課までご相談ください。利用決定までのスケジュールや観察保育の日程など、必要事項を相談しながら手続きを進めます。

### 特別優先利用枠について ※対象となる児童は、◆特別支援保育事業について◆ (2) 参照

戸田市では、保育所の定員の一部を特別優先枠として設定しています。

特別優先枠を使って入所申請をされた場合、先行して利用調整が行われます。特別優先枠の利用調整後に、特別優先枠以外の方の利用調整を行います。

詳細については、戸田市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

## ◆保育料について◆

3歳以上児クラスのすべての児童及び3歳未満児クラスの市民税非課税世帯の児童の保育料が無償となります。延長保育料、給食費、文房具代、行事費等は無償化の対象外です。

### 保育料の算定方法について (9ページ⑥参照)

- 保育施設の利用にかかる保育料は、児童の年齢や保護者(父母)の市民税所得割額に応じ、戸田市が定める保育料徴収基準額表(7ページ参照)より決定します。<<保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所いずれも同額です>>

また、保育料は、年度内で算定根拠の市民税の対象年度が替わります。切替え時期は9月となります(8月以前は令和4年度分、9月以降は令和5年度分の市民税所得割額により決定)。

なお、副食費の免除判定の切替え時期も保育料と同様です。

### 令和5年度における保育料切替え時期イメージ

令和5年					令和6年							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和4年度の市民税所得割額から算定 (令和3年(2021年)1月~12月の収入から算定)					令和5年度の市民税所得割額から算定 (令和4年(2022年)1月~12月の収入から算定)							

### 保育料の決定に関する注意事項について

- 税未申告等の理由により、市民税額が確認できない場合の保育料は、暫定的に最高額(第16階層)での決定となります(収入がない場合も、税の申告が必要となります)。
- 市民税に修正・更正があった場合やひとり親になった場合、離婚調停中による別居の方等は、必ず戸田市役所保育幼稚園課にご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。  
なお、ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなし、収入を合算した上で保育料の決定を行います。婚姻の意思の有無は問いません。
- 保育料とは別に布団レンタル代、教材費等の付帯費用がかかる場合がございますので、詳細は各保育施設等にお問い合わせください。
- 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)や寄附金税額控除(ふるさと納税等)等の適用を受ける前の額により決定します。
- 保護者の市民税が非課税で、父母以外の保護者(祖父母)が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市民税額を含めて算定します。

## 保育料の納付（方法）について

保育所へ内定した方につきましては、保育料の口座振替手続きを行っていただきます。利用決定した際送付いたします口座振替申込書（児童 1 人につき 1 通）を記入し、金融機関へ直接申込みをしてください。

小規模保育事業所、事業所内保育事業所に内定した方につきましては、各保育所に納付いただくこととなりますので、内定施設へお問い合わせください。

**保育料は保育施設等を運営する大切な財源です。お支払いが滞ると、差押え等の滞納処分を行う場合があります。**

## ◆保育料の軽減について◆

(1) 小学校就学前の範囲で、同一世帯から2人以上の児童が保育園等に在籍している場合の保育料について

1人目	2人目	3人目以降
全額（通常保育料）	半額	無料

上の子が以下の施設に入所、又は利用している場合は、『在園証明書』の提出が必要です。

※幼稚園（私学助成）・認定こども園・企業主導型保育所・特別支援学校幼稚部

児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

(2) 年収約360万円未満相当の世帯で、保育施設等に在籍している児童の保育料について

世帯の市民税所得割額の合計が57,700円未満で、保護者と生計が同一の多子世帯については、上の子の年齢にかかわらず在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。

また、世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満のひとり親世帯等で、児童が保育施設等に在籍している場合、上の子の年齢にかかわらず保育料が第1子半額以下、第2子以降無料となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯を指します。

※令和5年度も同様となる予定ですが、国の動向等により内容が変更となる場合があります。

(3) 3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設等に在籍している場合の保育料について

戸田市では、3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設等を利用し、

(1)(2)のいずれにも当てはまらない場合、上の子の年齢及び世帯の年収にかかわらず第3子以降の児童の保育料を無料としています（※年度ごとの申請が必要です）。

ただし、令和5年度以降につきましては、県の動向等により変更となる場合があります。

※子が同居していない場合でも、対象世帯とみなすこともあります。

## ◆副食費の免除について◆

以下の①、②のいずれかに該当する児童の副食費は免除となります（主食費の免除はありません）。

① 年収360万円未満相当世帯の児童

両親がいる世帯の場合 世帯の市民税所得割額の合計	ひとり親・在宅障がい児（者）世帯などの場合 世帯の市民税所得割額の合計
<u>57,700円未満</u>	<u>77,101円未満</u>

## ②所得制限なく第3子以降の児童

※「所得制限なく第3子以降の児童」については、下記の算定基準に基づいて算定した人数で判定します。児童全員が算定対象とならないことでもありますので、ご注意ください。

算定対象となる児童
-----------

小学校就学前の範囲で、最年長の児童から順に3人目以上の児童（同一世帯内のみ）
--

（例）世帯内に小学3年生（9歳）、幼稚園年長（5歳）、3歳児の3名の児童がいる場合

小学校就学前の範囲で最年長の児童は年長の児童となりますので、副食費の免除判定においては、3歳児の児童は2人目と算定され、副食費の免除対象外となります。

### 副食費免除の手続きについて

上記に該当し、副食費の免除対象となる方は、申請の手続きは必要ございません。免除対象となる方については、戸田市役所保育幼稚園課より副食費免除決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

## ◆市外からの申込みについて◆



申込み窓口は戸田市ではなく、申込み時にお住まいの自治体となります。

（注意）現在在籍している保育施設等がある場合、内定月の前月末までに在籍施設を退所し、内定月1日から内定した認可保育施設の在園児となる必要があります。

### 申込みできる方

次のいずれかに該当する場合のみ申込みできます。

- ・入所希望月の前月末日までに、戸田市に転入可能な方（転入要件）☆注記1
- ・保護者のいずれか、または双方が戸田市の勤務先で月64時間以上就労している方（在勤要件）☆注記2
- ・戸田市で里帰り出産をされる方

☆注記1：転入に関する誓約書及び戸田市での転入先が記載されている契約書の写し（売買契約書または賃貸借契約書など）を提出していただきます。実家に住むなど契約を伴わない転入の場合は、同居に関する申立書を提出してください。

※申込み書類は戸田市の様式と現在お住まいの自治体の様式、どちらも可能です。

☆注記2：在勤要件は、4月二次受付から申込み可能となります。また、0～2歳児クラスは公立保育園への申込みはお受けできません。さらに、継続通園が可能な期間は同年度内までです。また、市内在住の方よりも優先度が下がります。

※申込み書類は現在お住まいの自治体の様式でご用意ください。

## ◆市外保育園への申込みについて◆



保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。しかし、市外に保育を希望する自治体内の取り決めで、受入れを認めている自治体があります。

自治体によって申込み要件や申込み期間、必要書類が異なります。必ず事前に市外での保育を希望する自治体にご確認ください。

希望園のある自治体の締切日までに、申込先の自治体に必要書類が到着していなければなりませんので、お日にちに余裕を持って戸田市役所保育幼稚園課の窓口までお持ちください（希望園のある自治体の締切日間近にご提出され、希望園のある自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます）。

転入要件はほとんどの自治体で認められています。戸田市と同様に転入誓約書、売買・賃貸契約書の写し等の書類が必要な場合が多いようです。近隣市では在勤要件も認めている自治体が多いようです。また稀に特別な要件を必要としていない自治体もあります。



# 戸田市保育料徴収基準額表（令和5年度）

上段（全）／全額 児童が1人入所している場合の額  
 下段（半）／半額 児童が2人以上入所している場合などの1/2の額（備考1、2）

世帯階層区分	所得などの状況・世帯階層区分の定義		保育料（月額）			
			3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
			保育標準時間	保育短時間		
第 1	生活保護法による被保護世帯 里親が教育・保育給付認定保護者等である世帯		円	円		
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0		
第 3	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)		全	7,600	7,400	
			半	3,800	3,700	
第 4	市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	全	9,500	9,300	幼児教育・保育無償化により0円 ※給食費、延長保育料は対象外
			半	4,750	4,650	
第 5		48,600円以上 58,800円未満	全	12,500	12,200	
			半	6,250	6,100	
第 6		58,800円以上 77,101円未満	全	19,500	19,100	
			半	9,750 (9,000)	9,550 (9,000)	
第 7		77,101円以上 97,000円未満	全	19,500	19,100	
			半	9,750	9,550	
第 8		97,000円以上 132,600円未満	全	31,000	30,400	
			半	15,500	15,200	
第 9		132,600円以上 169,000円未満	全	44,000	43,200	
			半	22,000	21,600	
第 10		169,000円以上 202,000円未満	全	52,000	51,100	
			半	26,000	25,550	
第 11		202,000円以上 235,000円未満	全	54,000	53,000	
			半	27,000	26,500	
第 12	235,000円以上 268,000円未満	全	56,000	55,000		
		半	28,000	27,500		
第 13	268,000円以上 301,000円未満	全	58,000	57,000		
		半	29,000	28,500		
第 14	301,000円以上 333,000円未満	全	60,000	58,900		
		半	30,000	29,450		
第 15	333,000円以上 365,000円未満	全	62,000	60,900		
		半	31,000	30,450		
第 16	365,000円以上 397,000円未満	全	64,000	62,900		
		半	32,000	31,450		
第 16	397,000円以上	全	66,000	64,800		
半		33,000	32,400			

※カッコ内はひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）

- 備考1 同一世帯から2人以上の児童が、該当する保育施設、幼稚園、認定こども園及び企業主導型保育所等に入所している場合、第2子の児童に係る保育料は半額、第3子以降の児童に係る保育料は無料となります。
- 2 保護者の市民税所得割額が一定以下の場合で、保護者と生計が同一の多子世帯については上の子の年齢にかかわらず、在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となり、ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）については、在籍園児の保育料が第1子が半額以下、第2子以降無料となります。
  - 3 祖父母同居世帯の保育料については、同居祖父母等が家計の主宰者と認められる場合には、その祖父母の課税状況により保育料を決定します。家計の主宰者である祖父母以外は、税額合算対象から除外します。詳細は戸田市役所保育幼稚園課のホームページをご覧ください。
  - 4 税額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額から算出します。
  - 5 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる認定区分であり、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる認定区分となります。
  - 6 3歳未満児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢が3歳に達しても、その年度中は当初の3歳未満児の保育料による。
  - 7 4月分から8月分の保育料については、入所年度の前年度、9月分から3月分の保育料については、入所年度の課税状況を基に算定します。
  - 8 指定都市に住所を有していた世帯については、平成30年度から指定都市で課税された場合の市町村民税の税率が8%となるため、戸田市の区域内に住所を有する者とみなして（市町村民税率を6%とみなす。）、保育料を算定します。

※ 備考1に該当する場合は、「在園証明書」等が必要となる場合があります。

◆申込みに必要な提出書類について◆

- ① 保育施設等利用申込書（所定用紙）
- ② 家庭の状況届出書（所定用紙）※①②は11ページ以降の記入例を参考にご記入ください。
- ③ 教育・保育給付認定申請書（所定用紙）  
（令和4年度以前に保育施設等利用申込みを行っているなど、既に認定を受けている方は不要）
- ④ 保育が必要であることを証明する書類

保育が必要な状況	必要となる書類※保護者（父・母）の分が必要です。	写し可
就労している （就労内定含む）	就労証明書（証明日が3か月以内） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の提出が必要です。（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書などのいずれか1つ）	○
育児休業中 産前産後休暇中	就労証明書（証明日が3か月以内） ※入所する月内に職場復帰することが条件です。 ※育児休業（産前産後休暇）取得中の方は、産前産後休暇期間及び育児休業期間の記載が必須です。	○
出産予定	母子健康手帳の表紙及び出産予定日記載部分	○
病気や障害がある	(1) 診断書（所定用紙）※原本のみ ※1か月以上の入院（予定）の方のみ入院計画表が必要です。	○
	(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など（該当者のみ）	
介護・看護をしている	(1) 介護・看護状況申告書	○
	(2) 診断書（病院の書式） または 身体障害者手帳など	
在学中（※通信は不可）	在学証明書または学生証、及び時間割	○

⑤ その他の書類 ※下記の状況に該当する方のみ提出していただきます。

ひとり親世帯の方	戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書などのいずれか1つ	○
別居中の方	離婚調停中である又は裁判中であることを証明する書類（調停期日通知書など）	○
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書	
在宅障がい児(者)のいる世帯	次のうち該当するいずれか一つ （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金・厚生年金保険年金証書（障害基礎年金））	○
認可外保育施設を利用中の方	保育受託証明書（所定用紙）	
申込児童が幼稚園に在園中の方	幼稚園在園証明書	
申込児童のきょうだいが幼稚園に在園中の方	令和5年4月以降に発行される幼稚園在園証明書	
戸田市内または蕨市内の認可保育施設の常勤保育士、保健師、看護師、准看護師の方で、優先利用を希望の方	(1) 左記に該当する資格の証明書（免許状）	○
	(2) 優先利用誓約書（所定用紙） ※認可保育施設とは地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）及び認可保育所とする。 ※月20日以上1日6時間以上の勤務または採用予定の場合のみ	
外国籍の方	在留カード（表裏） ※父・母・申込み児童の分	○
戸田市に転入予定の方	(1) 転入に関する誓約書	○
	(2) 賃貸借契約書・売買契約書等戸田市への転入がわかる書類または同居に関する申立書（所定用紙）※申込み受付はお住まいの自治体です。	
単身赴任中の方	左記を証明する書類（単身赴任先の賃貸借契約書、住民票、公共料金領収書等居住実態が判明するものなど）	○

## ⑥ 保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類

住民税は各年1月1日現在の住民登録地で課税されるため、令和4年1月1日及び令和5年1月1日に戸田市に住民登録がない方は下記の書類が必要となります。

状況	必要となる書類
令和4年1月1日現在戸田市に住民登録がない方	住民登録地で発行される令和4年度住民税（非）課税証明書（令和3年中所得にかかる証明書） または市民税・県民税の税額決定納税通知書の写し
令和5年1月1日現在戸田市に住民登録がない方	住民登録地で発行される令和5年度住民税（非）課税証明書（令和4年中所得にかかる証明書） または市民税・県民税の税額決定納税通知書の写し
各年1月1日現在海外に居住しており、日本国内に住民登録がない方は「年間収入申告書」及び収入がわかる書類をご提出ください。	

※証明書の名称は各自治体によって異なる場合があります。収入額、所得額、控除額、税額が記載されている証明書を各自治体にご確認のうえ取得いただきますようお願いいたします。

※年間収入申告書については、戸田市役所保育幼稚園課窓口にて取得いただけます。

※提出が無い場合は保育料が最高階層（最高額）で決定したり、利用調整で不利になったりする場合があります。

## ◆申込みの際の注意事項◆

- (1) 申込み書類の記入内容は、すべて申込み書類提出日時点での状況でご記入ください。
- (2) 申込み内容に変更があった際は必ず「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」に必要書類を添えてご提出ください。また、転出等で戸田市民でなくなった場合、申込みは無効となります（入所後に変更があった場合も同様に書類提出をしてください）。
- (3) 就労証明書等の申請書類に必要な事項の記載がない、または不足している場合は、受付できない場合がありますので、記入例をご確認のうえご提出ください。また、8ページにおいて原本の指定がある書類については、必ず原本をご提出ください。
- (4) お預かりした書類一式は法令に基づく調査を除き、保育施設等利用調整以外の目的には一切使用いたしません。また、理由の如何に関わらず提出書類を返却・複写することはできません。育児休業手当給付金の延長手続き等で必要であれば、申込み書類とは別で「保育施設等の利用状況証明申請書」をご提出ください。
- (5) 保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。お引越など転出した場合は、戸田市民として通所できるのは転出日の属する月末までとなり、保育施設を退所していただくこととなります。詳細は戸田市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

## ◆申込み書類の受付期間について◆

各入所月における申込み期間は表紙のとおりとなります。なお、例年保育園の利用申込みは窓口での受付のみとなっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月一次受付のみ郵送での受付を行います。郵送での申込み受付期限は令和4年12月2日（金）（必着）までとなりますので、期限内の提出をお願いします。郵送方法の指定はしませんが、郵送事故については責任を負いかねますので、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨いたします。なお、郵送での利用申込みの際は、申込み書類受付後1週間以内に「受付票」を郵送しますので、返信用封筒に84円切手を貼り同封してください。送付先はてびきの裏面をご確認ください。

## ◆利用調整について◆

申請書類に基づき、戸田市保育施設等利用基準調査表（次ページ参照）にて指数を付け、保育の必要性が高い順（指数順）に利用調整を行います（先着順や抽選ではありません）。

# 令和5年度 戸田市保育施設等利用基準調査表

## ■ 基準指数

分類	保護者の状況		指数		
	類型	細目	父	母	
1	居宅外労働※1	実働8時間以上の就労を常態	40	40	
		実働7時間30分以上8時間未満の就労を常態	39	39	
		実働7時間以上7時間30分未満の就労を常態	38	38	
		実働6時間30分以上7時間未満の就労を常態	37	37	
		実働6時間以上6時間30分未満の就労を常態	36	36	
		実働5時間30分以上6時間未満の就労を常態	35	35	
		実働5時間以上5時間30分未満の就労を常態	34	34	
		実働4時間以上5時間未満の就労を常態	33	33	
2	居宅内労働※1	上記指数より	-4	-4	
3	上記以外の就労	月64時間以上で、月16日未満または1日4時間未満の就労	24	24	
		月64時間未満（入園後、月64時間以上勤務要）	20	20	
4	未就労	採用内定	就労証明書提出者（入園後勤務開始）	14	14
5	求職中	保育所申込誓約書提出者（入園後勤務開始）	10	10	
6	出産予定月を中心に、産前2箇月・産後2箇月（最大5箇月）		-	36	
7	療養病	おおむね1箇月以上の入院の場合（入院予定を含む。）	44	44	
		自宅にて療養中（戸田市所定の診断書提出者）	38	38	
8	障がい※2	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	44	44	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級	40	40	
		身体障害者手帳4級以下	38	38	
9	介護	月64時間以上従事	週5日以上の常時付添による通院等	44	44
			週4日以上の常時付添による通院等	40	40
			上記以外の介護看護等	24	24
10	不存在	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁（不在者）※3	40	40	
11	災害	火災等の家屋の損害、その他災害復旧にあたる	44	44	
12	就学等	月64時間以上就学、職業訓練等により通学している場合（趣味的なものを除く。）	32	32	
13	その他	上記以外で保育が必要な状態が確認できる場合	10~40		

### ◎注意

- ※1 就労の基準指数について、就労証明書の内容で実績等から月の勤務日数が19日に満たない場合は基準指数から-2とする。実働とは、労働契約上の正規の時間であり、育児短時間勤務中（予定を含む）の場合でも、指数に変更なし。
- ※2 戸田市所定の診断書の提出も必要。
- ※3 戸籍謄本など、状況の分かる書類の提出が必要。
- ※4 未就労・月64時間未満就労及び転園希望の場合は適用しない。複数該当する場合でも、分類16はどれか1つしか適用しない。
- ※5 週3日以下の利用の場合は適用しない（一時保育利用中を適用）。
- ※6 育児休業中・産前産後休暇中の場合は実働を要しない。育児休業・産前産後休暇の該当者が分類1~3（月64時間以上就労）に該当する場合に加点する。分類16で他の項目に該当する場合でも、他の項目での加点はしない。
- ※7 保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、戸市内または市内の認可保育施設（認可保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。以下同じ）に月20日以上1日6時間以上の保育業務を勤務条件とし勤務中または採用内定であり、誓約書の提出を必要とする。入所月の前月未までに戸田市に転入予定の場合も適用する。転園希望の場合は適用しない。令和5年度まで調整指数として実施予定。
- ※8 戸田市の利用調整により戸市内認可保育施設に入所した児童が、他の戸市内認可保育施設に転園を希望する場合に提出する転園届をいう。小規模保育事業所等の卒園児童が提出する転園届も含む。
- ※9 小規模保育事業所等とは、戸市内の小規模保育事業所及び戸市内の事業所内保育事業所（地域枠のみ）をいう。
- ※10 途中退園児童や過去に卒園歴のある児童等は含まない。2歳までしか定員設定のない園の卒園児がその後継続して保育を必要としている場合に加点。
- ※11 申込書の該当欄にチェックした場合、基準指数及び調整指数ともに他の項目で加点・減点せず、一律で指数計を-100とする。
- ※12 隣接市区とは、市外のうち「さいたま市」「川口市」「朝霞市」「和光市」「蕨市」「板橋区」「北区」をいう。勤務先の点数は利用調整指数とは異なり、利用調整指数には反映されず、同一指数の優先順位を決定する際に使用するものです。

## ■ 調整指数

分類	条件		指数	
	類型	細目		
14	両親の状況※3	同居世帯	死別・失踪・拘禁	12
			離別・未婚	10
			調停中（書類添付あり）	8
		単身世帯	死別・失踪・拘禁	14
			離別・未婚	12
			調停中（書類添付あり）	10
15	家庭の状況	生活保護受給世帯（要勤務又は勤務予定）	8	
		暴力・虐待・ネグレクトのおそれがある	10	
		生計中心者の失業により就労の必要性がある	4	
16	児童の状況※4	委託	企業内保育所入所 ※5	8
			その他の認可外保育施設等入所 ※5	8
			幼稚園在園中	8
			管外保育所入所中	8
			一時保育（認可外含む）利用中	5
		親類以外の個人に保育を委託	5	
		保護者等が保育	祖父母以外の親類が保育	4
			別居祖父母が保育	4
			同居祖父母が保育	2
			同伴就労（居宅外）	5
同伴就労（居宅内）	2			
育児休業中・産前産後休暇中の保護者が保育 ※6	4			
17	その他	保護者が単身赴任中	4	
		年間を通して月あたり15泊以上の宿泊を伴う出張がある場合	2	
		戸田市民の保護者が常勤保育士等で戸田市内認可保育施設に勤務中または採用内定 ※7	80	
		戸田市民の保護者が常勤保育士等で市内認可保育施設に勤務中または採用内定 ※7	8	
		転園届※8の第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合	8	
		新規申込中で第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合	6	
		4箇月以上保育料滞納がある世帯	-100	
		小規模保育事業所等※9を利用中で認可保育所へ転園希望する場合	6	
		小規模保育事業所等※9の卒園児童 ※10	80	
		育児休業延長希望の場合 ※11	-100	
上記分類番号以外で特に調整が必要と認める場合	2~12			

### ■ 同一指数世帯（育児休業延長希望者除く）の優先順位

1	戸田市在住者、戸田市転入予定者の順
2	基準指数の高い者
3	ひとり親世帯
4	傷病・療養、心身障がい、看護・介護、災害の順
5	被雇用者・自営業・出産・採用内定・就学・求職中の順
6	養育している小学6年生以下の子どもが多い者
7	父母の主な勤務先をそれぞれ点数化し、合計点数が高い順 市外4点、隣接市区3点、市内1点（未定の場合は市内扱い）※12
8	令和3年分(利用者負担額切替後は令和4年分)の所得が低い世帯

### ■ 同一指数世帯（育児休業延長希望者）の優先順位

1	希望する園の数が多い者
2	入所月中（1日誕生日の者は前月）に満1歳・満1歳6ヶ月の誕生日を迎えない者
3	令和3年分(利用者負担額切替後は令和4年分)の所得が低い世帯

※ 利用調整は、26条等通知児童→特別支援児童→一般児童の順に行います。

申込書の提出日を必ず記入してください。

① 保育施設等利用申込書(宛先) 【記入例】

提出日 令和4年11月25日

(宛先)  
戸田市福祉事務所長

両親の場合は両親連名で、ひとり親の場合は一名で記入してください。

〒335-0022  
住所 戸田市上戸田1-18-1-208

保護者氏名 ○○ ○○ ○○ ○○

自宅電話 (048) 441-1800  
携帯(父) (090) ●●●●-XXXXX  
携帯(母) (080) △△△△-□□□□

保育施設等への利用について、次のとおり申し込みます。

利用を希望する児童	生年月日	性別
フリガナ ○○○ ○○○	R2・6・15	○
氏名 ○○ ○○		

保育利用希望期間 令和5年4月1日から ①. 小学校就学まで  
2. 年 月 日まで

利用希望保育施設	第1希望	○○保育園	第6希望	○○小規模保育園
	第2希望	○○保育園		
	第3希望	○○小規模保育園		
	第4希望	○○保育園		
	第5希望	○○小規模保育園		

・第6希望以降もある場合は記入してください。  
・0~2歳児クラスまでは小規模保育事業実施施設も希望可能です。

	(フリガナ)		続柄	生年月日	保育が必要
	氏名				
同居の家族	○○○ ○○○		父	S58・11・20	①就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名: ) 8 その他( )
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		母	S63・11・20	①就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名: ) 8 その他( )
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		兄	H25・10・18	1 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 ④ 在学 ④ 小・中・高・大・専門 年 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名: ) 8 その他( )
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		祖父	S38・8・23	①就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名: ) 8 その他( )
	○○ ○○				
	○○○ ○○○		祖母	S36・10・7	1 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名: ) ⑧ その他( 無職 )
	○○ ○○				

それぞれの方の申込み時点での状況に該当する番号に○をつけてください。

# 利用申込みに関する確認票

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

教育・保育給付認定の有無	<input type="radio"/> 1 認定済
	<input checked="" type="radio"/> 2 未認定

令和4年度以前に保育施設等の利用申込みをするなどして、既に教育・保育給付認定を受けている場合は「1」に○をつけてください。

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

現在の保育状況	1 自宅で【父・ <b>母</b> ・祖父・祖母・その他( )】が保育している。 ※要件：産後休暇・ <b>育児休業</b> ・内職・自営・採用内定・求職・その他	申し込み時点でお子様の保育をどのように行っているか記入してください。
	2 年 月 から【父・母・その他( )】の職場	
	3 別居祖父母【父方・母方】に預けている。	
	4 認可外保育施設( )に預けている。	
	5 年 月 から認可保育所(幼稚園)に通っている。 →市区町村名( )、保育所(幼稚園)の名称( )	
	6 その他( )	
4に○を付けた方	年 月 日から 週 日、 時から 時まで預けている。	

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

	同時申込み児童		氏名：( 年 月 日生) 氏名：	きょうだい同時で申込みをする場合は該当の選択肢を記入してください。		
	氏名：	( 年 月 日生)			氏名：	
きょうだい同時の申込みの方	同時期のみ入所希望	はい	同園のみ希望	はい	①	選択肢
		いいえ	希望順位を下げてでもきょうだい同園を優先	はい	②	
				いいえ	③	
		はい	別々の園なら入所可能な場合に優先したい児童	上の子	④	
				下の子	⑤	
		いいえ	希望順位を下げてでもきょうだい同園を優先	はい	⑥	
				いいえ	⑦	
※同時に申込みする児童が3名以上の方または、その他詳細なきょうだいの入所条件をご希望の方は⑧を選択いただき、申込書裏面の備考欄に意向をご記載ください。 ※きょうだいが先に入園した場合は、きょうだいの園を第一希望とすることで加点がありますので、加点をご希望の方は改めて「保育施設等入所希望変更届」をご提出ください。						

求職中・採用内定・月64時間未満労働での申込みの方	求職中・採用内定・月64時間未満労働の方の利用承諾期間は2か月利用開始月中(求職中の場合は、利用開始月翌月15日まで)に勤務就労証明書を提出することによって利用承諾期間は最大就学前まで延長されます。	誓約書	就労証明書の提出ができない場合は、	申し込み時点で求職中・採用内定・月64時間未満労働の場合はこちらに記入してください。
	保護者氏名			

育児休業中での申込みの方	利用開始月中に職場に復帰することを前提として利用調整し、利用調整によって、利用開始月中に復職し、利用開始月翌月の15日までに勤務就労証明書を提出することによって、利用承諾期間は最大就学前まで延長されます。	誓約書	就労証明書の提出ができない場合は、	申し込み時点で育児休業中の場合はこちらに記入してください。
	保護者氏名 ○○ ○○			

今回の保育施設利用申込みのチェックを入れてください。 ※チェックを入れた場合でもその結果、希望施設に内職・自営・採用内定・求職・その他 ※チェックを入れた場合、申込み期日までに変更	今回の申込みの目的が育児休業の延長である場合は、チェックをつけてください。その場合でも上の誓約書欄の記入は必要となります。	は右の口点となりまになります。	延長希望である
	<input type="checkbox"/>		

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

該当の選択肢にチェックをつけてください。

単身赴任	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有(赴任先市区町村： ) (保護者：□父・□母)
年間を通して月1.5泊以上の宿泊を伴う出張	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(主な出張先： 北海道 ) (保護者：☑父・□母)

# 利用申込みに関する同意書

## 申込み書類に関して

1	就労証明書の就労日数・時間、その他提出した書類の内容と事実が異なる場合は、利用内定取消しまたは利用開始後でも退所となる場合があります。 ※勤務先に照会をして勤務実態の確認をさせていただく場合があります。
2	就労証明書の「就労実績」の記入が、契約上の就労日数・時間数に満たない場合は、利用調整における指数が正しく付かない場合があります。
3	利用調整に必要な書類は必ず期限内にご提出ください。利用調整は期限内に提出された書類で審査し、期限後の提出の場合は翌月の利用調整に反映されます。また、一度提出された書類は返却できません。必要な方は提出前にコピー等をお取りください。
4	原則、郵送による不足書類及び追加書類の受付はしておりません。郵送事故による未着や必要書類の同封漏れに関して、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
5	教育・保育給付認定及び保育施設等利用申込みにあたり、提出した全ての書類の内容と市の保有する個人情報とを教育・保育給付認定、利用調整、利用者負担額の決定及び保育の実施に用いること、また、必要に応じて利用が決定した保育施設等の関連機関に提供することがあります。
6	希望園については、通園可能・通園意思があるものとして審査いたしますので、内定後の利用辞退はご遠慮願います。内定辞退の場合は利用申込みを取下げしていただき、再度利用をご希望の際には新規申込み手続きが必要となります。

## 利用調整後に関して

7	利用保留となり、利用決定までの期間中に申込み内容と異なる状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。内定時に状況の変更が判明した場合は、内定取消しとなる場合があります。
8	利用内定後は、指定日までには必ず児童面接を受けていただきます。児童面接を受けられない場合は内定取消しとなります。
9	面接を実施した際に、集団生活が難しい等配慮を要することがわかった場合や記入していただいた内容とお子様の様子が違う場合、内定が取り消されることがあります。
10	0～2歳児クラスの保育料を算定するための市民税額が確認出来ない方は、暫定的に最高額での決定となります。また、3～5歳児クラスの副食費の免除対象者を判定するための市民税額が確認出来ない方は、暫定的に副食費免除の対象外となりますので、ご了承ください。
11	公立・私立保育園の保育料および公立保育園の給食費のお支払いは原則、口座振替にてお支払い願います。例外として、納付書にて保育料等をお支払いいただいた場合は、領収書を5年間保管してください。紛失した場合は、その月の保育料等の納付についての確認はできませんので、十分ご注意ください。

## 保育施設利用開始後に関して

12	利用開始日以前（利用開始日含む）に育児休業を取得している場合は、利用開始月中に職場に復帰する必要があります。
13	利用開始後は、原則として保育園に慣れていただくため、「慣らし保育」があります。基本的には2週間程度ですが、施設ごとにお子様の状態等を見ながら、慣らし保育期間が変更になることもあります。
14	利用開始後、申請時と勤務場所・時間の変更等申込み内容と異なる勤務状況、家庭状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。一定期間（1か月以上）を過ぎて変更が判明した場合には、その時点で保育が必要か否かを問わず退所となります。
15	退職した場合は、退職日から10日以内に退職証明書（退職日がわかる書類でも可）を提出することで、保育の利用期間が退職日から起算して1か月延長となります。その後、延長となった1か月の間に勤務を開始し、就労証明書を提出することで保育の利用期間が継続となります。 ※退職証明書や就労証明書を提出されない場合は、退所となります。
16	休園の期間は原則2週間以上1か月以内です。また、休園期間中も保育料はかかります。 ※公立保育園における給食費（3歳児クラス以上対象）の減免申請は必ず前月20日までに申請してください。事後の申請は認められず、休園期間中の給食費も徴収いたします。 ※私立保育園の給食費等については各園にお問い合わせください。

保育園申込み及び在園にあたっての同意事項を確認しましたら、日付の記入及びご署名をお願いします。

令和 4年11月25日

保護者氏名（父）

保護者氏名（母） ○○ ○○

希望保育時間 ※24時間表記		1. 平日 (月・火・水・木・金) 8時30分 から 18時00分 まで				
		2. 土曜日 時 分 から				
祖 父 母 の 状 況	父	祖父	氏名 〇〇 〇〇	年齢 59歳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ( )
		祖母	氏名 〇〇 〇〇	年齢 61歳	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ( )
	母	祖父	氏名 〇〇 〇〇	年齢 59歳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ( )
		祖母	氏名 〇〇 〇〇	年齢 64歳	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ( )
	住所		電話番号			
	住所		電話番号 (048) 000-0000			

保育園の利用希望時間の記入をしてください。実際の預かり時間は利用決定施設との面談のうえ決まります。

同居の場合は祖父母の住所の記入は不要です。

祖父母の住所が別々な場合は二段に分けて記入してください。

きょうだい同時申込みの方で選択肢⑧の方は、こちらに意向をご記載ください。  
(書ききれない時は別紙にご記載ください)

※福祉事務所(市)記載欄

利用承諾	利用開始年月日	・	・	保育施設等
住民コード(保護者)				住民コード(児童)
所見				



## ② 家庭の状況届出書

フリガナ	○○○ ○○○	性別		
児童氏名	○○ ○○	○		
生年月日	令和2年 6月 15日 ( 2歳児クラス)			
住所及び電話番号	戸田市上戸田1-18-1-208 TEL 048 ( 441 ) 1800			
携帯電話番号	父	090 ( ●●●● ) ××××		
	母	080 ( △△△△ ) □□□□		
家族及び同居している人(本人除く)	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等
	○○ ○○	父	S58.11.20	会社員
	○○ ○○	母	S63.11.20	パート
	○○ ○○	兄	H25.10.18	○○小学校
	○○ ○○	祖父	S38.8.23	会社員
	○○ ○○	祖母	S36.10.7	無職
	. .			
児童の健康状態	1 特に問題はない。 2 発達や慢性的な病気等で相談している病院や施設がある。 病名・障害名【 病院・施設名【 3 アトピー・アレルギー等がある。 症状 無 ・ <b>有</b> ※ 健康上又は発達上、気になることがありましたらご記入ください。			
	アトピーで塗り薬を1日数回塗っています。(手足) 食物アレルギーではないため、食物除去は一切していません。			
緊急連絡先(上記以外)	住所 または 所在地	上記の父母連絡先に繋がらない場合の連絡に使用しますので、必ず連絡がつくご連絡先をご記載ください。		
	氏名 または 名称			
	住所 または 所在地	戸田市上戸田1-18-1-208	電話	090-○○××-□□△△
	氏名 または 名称	○○ ○○	続柄 <b>（祖父母）</b> 父母職場、その他 ( )	

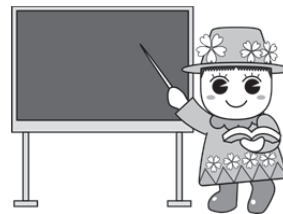
※ 緊急時の連絡先は保育所に入所した後、お子様の具合が悪くなった時などの連絡に使用しますので、必ず連絡がつくご連絡先をお書きください。(父職場・祖父母自宅など)

生育歴

児童氏名 ( ○○ ○○ )

出生時 (全員記入)		乳児期 (0~2歳児クラスのみ記入)		幼児期 (3歳児クラス以上のみ記入)	
・胎在期間 (妊娠 〇週) ・体重 ( 〇kg ) ・身長 ( 〇cm ) ・頭囲 ( 〇cm ) ・胸囲 ( 〇cm ) ・分娩の状況 ( <u>正常分娩</u> ) 帝王切開・その他 ・出生児の状況 ( <u>元気</u> ) 衰弱・仮死 ・保育器の使用 ( 無・ <u>有</u> ) 5日 ・黄疸症状 (重症・やや強い・ <u>ほとんど無</u> )		・栄養 (母乳、人口乳、 <u>混合</u> ) ・おすわり ( 〇か月 ) ・ハイハイ ( 〇か月 ) ・歩き始め ( 〇か月 ) ・話し始め ( 〇か月 ) ・離乳食開始 ( 〇か月 ) ・寝返り ( 〇か月 ) ・離乳食完了 ( 〇歳 〇か月 )		※該当する項目に☑をつけてください □ 〇歳 〇か月の着脱を一人でできる □ 〇歳 〇か月の着脱を一人でできる □ 二語文「わんわんきた」等が話せる □ 一人で階段が登れる □ 簡単な指示「ごみすて」等ができる □ スプーン・フォークでご飯を食べる □ はしを使ってご飯を食べる □ トイレに行って一人で排泄できる □ おむつを常に使用している □ 理由なく奇声を出すことがある □ 危ないものや場所がわかる □ 同年代の子とかかわって遊べる	
医	アレルギー	<u>無</u> ・有	(鶏卵・牛乳・小麦・大豆・その他 ) (ダニ・ハウスダスト・花粉・その他 ) 治療 (無・飲み薬・塗り薬・食事制限・その他 )		
	家族 (父・母・兄弟姉妹) のアレルギー状況	<u>無</u> ・有	該当者 (父・母・兄弟姉妹) 具体的な症状 ( ) 該当者 (父・母・兄弟姉妹) 具体的な症状 ( )		
	ひきつけ、けいれん	<u>無</u> ・有	(1回目 〇 才 〇 か月) その後 ( 〇 回 ) (熱 〇 度 〇 回) (無熱性 〇 回)		
	てんかん	<u>無</u> ・有	(状態 ) (服薬開始 〇 才 〇 か月・1日 〇 回使用中)		
療	既往歴	肝炎・川崎病・ぜんそく (場所 )・肘内障・肺炎・中耳炎 心臓疾患 (不整脈・肥 既往歴があればご記入ください。 ) その他 ( )			
	予防接種歴 (接種済みのものに○をつけてください)	・ヒブ (1回目、2回目、3回目、4回目) ・肺炎球菌 (1回目、2回目、3回目、4回目) ・B型肝炎 (1回目、2回目、3回目) ・四種混合 (1回目、2回目) 接種済みの予防接種に丸を付けてください。 ・BCG ・麻疹風疹混合 (1回目、2回目) ・日本脳炎 (1回目、2回目、3回目) ・ロタ ( ) ・その他 ( )			
歴	乳幼児健診の状況 (直近3回分)	〇歳 〇か月健診 〇歳 〇か月健診 〇歳 〇か月健診 助言指導が有の場合、その内容			
	( 〇 ) 歳 ( 〇 ) か月健診	受診済みの健診をご記入ください。			
	( 1 ) 歳 ( 〇 ) か月健診	無・ <u>有</u>	アトピーで病院の受診を勧められた。		
	( 1 ) 歳 ( 8 ) か月健診	<u>無</u> ・有			

# 保育施設等についての Q&A



## 申込みに関して

### Q 1 仕事をしていないと保育施設等の申込みはできないのですか？

A 1 申込み時に仕事をしていない方は、「求職中」の要件として申込みができます。

また、就労先が内定の方は採用予定の就労証明書を提出された場合に、「内定」の要件での利用調整となります。

なお、求職中・内定の状態で利用が決定した場合は、入所日から2か月間の期限付き入所となります。入所月翌月の15日までに就労証明書を提出する必要があり、提出されない場合は退所となります。

### Q 2 保育施設等の利用は申込みの先着順ですか？

A 2 先着順ではありません。指数の高い方から申込書に記入された希望保育施設等の中での希望順位に基づき利用調整し、内定となります。よって、第1希望保育施設毎に集計して利用調整するものではありません。退園者の状況など急に受入枠が空く場合もありますので、申込者数や空き状況の有無に関わらず、入園を希望する順番どおりの希望保育施設等を通園可能な範囲内なるべく多く記入してください。

### Q 3 保留中に仕事が変わりました。どうすればいいでしょうか？

A 3 速やかに就労証明書を戸田市役所保育幼稚園課にご提出ください。締切日前に提出された場合、次月の利用調整に反映されます。

なお、就労証明書が提出されない場合で利用が決定した場合、利用決定が取り消される場合があります。勤め先に変更があった場合にかかわらず、家庭状況が変わった場合には必ず変更にかかる書類を提出してください。

### Q 4 出産の要件で申込みをしたのですが、利用期限はいつからいつまでですか？

A 4 入所 → 産休開始日（予定日から6週間前）を含む月の1日から入所可能

退所 → 産休終了日（出産日の翌日から8週間後）を含む月末に退所

（例）出産予定日が8月19日の場合

入所可能月＝7月（産前6週は7月9日）

退所月＝10月（産後8週は10月14日）

## 入所に関して

### Q 5 育児休業中に利用が決定したのですが、仕事に復帰しなければなりませんか？

A 5 はい。育児休業中の継続通園の要件は「利用が決定した月中に職場復帰すること」です。

申込みの段階で同意していただいております。職場復帰されない場合、退所となります。

なお、利用開始日と同日に育児休業を開始した場合も復帰が必要です。

Q6 在園中に、出産をすることになりました。上の子は退所になりますか？

A6 産後8週経過後、

即就労復帰する ⇒ 継続通園が可能です。

即就労復帰しない⇒ 退所となります。

育児休暇を取る ⇒ 就労証明書で育児休暇取得の確認が取れた場合、継続通園が可能です。

Q7 入所の可否はどのように知ることができるのですか？

A7 4月一次・二次入所受付の結果については内定または保留の場合も書面で通知します。一次の結果発送は2月上旬頃を、二次の結果発送は3月上旬頃を予定しています。それ以外の月の入所については、内定の場合は入所月の前月20日までにお電話でお知らせします。保留の場合は入所月の前月21日以降に（初回のみ）郵送でお知らせします。

なお、利用保留者は、利用が決定するまで年度内に限り（令和6年1月入所分まで）毎月利用調整にかかることとなりますので、再度申込み書類をご提出いただく必要はありません。

Q8 4月入所の結果を通知した後に追加で内定とすることはありますか？

A8 4月二次の結果を送付した後に期間があるため、キャンセルや急なお引越し等で空きが出た際は、4月入所の追加内定を出す場合があります。なお、この時の内定の決定の方法は、4月二次の利用調整結果を元に次順位の方を内定とします。令和5年4月入所の追加内定のお知らせは3月20日までにお電話で行う予定です。

Q9 入所したあとに保育施設を変えることはできますか？

A9 転園希望届を提出していただくと、まず新規利用申込みの方と同様、指数を決定します。その後、新規利用申込みをされた方、また利用保留となっている方と一緒に利用調整を行い、保育施設の空きに対して優先順位が高い方を転園決定とします。転園決定されなければその月は転園保留となり、翌月以降、利用保留者と同様年度内に限り（令和6年1月入所分まで）毎月利用調整にかかることとなります。

なお、転園が決定した場合、転園元の施設は空きとなり、同時に他の新規利用申込み者などが内定となりますので、いかなる理由があっても転園決定後のキャンセルはできません（各月の締切までの「転園希望取り下げ書」の提出により、転園希望を取りやめることができます）。

## 保育料に関して

Q10 保育料はどのような基準で決定するのですか？

A10 保育料は年度を通して、4～8月までの分は（基本的に）父母の前年度の市民税所得割額で、9～3月までの分は当年度の市民税所得割額で算定します。父母が家計の主宰者と認められない場合は、同居祖父母等の税額を合算して算定することもあります。

Q11 年度途中で誕生日を迎え3歳になりました。保育料は無償になりますか？

A11 保育料の区分は4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で年齢が上がることでは無償になりません。

Q 12 保育施設によって保育料は異なるのですか？

A 12 公立と私立、小規模保育施設、事業所内保育施設いずれもA 1 0での保育料の決め方は変わりません。ただし、保育施設によっては園服やカバン等の備品購入が必要な園もありますので、事前にご確認ください。

Q13 A 1 0 での「市民税所得割額」は何を見れば確認できますか？

A 13 課税証明書や市県民税の税額決定通知書で確認できます(指定都市(さいたま市など)の場合は、税率が異なりますので、ご注意ください)。

**★給与天引きのみの方「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」**

税額	市民税	税額控除前所得割額 ④	△
		税額控除額 ⑤	△
		所得割 ⑥	△
		均等割額 ⑦	△
	県民税	税額控除前所得割額 ④	△
		税額控除額 ⑤	△
		所得割 ⑥	△
		均等割額 ⑦	△

←市民税所得割⑥をご確認ください。ただし税額控除額⑤のうち、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等、を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。

**★個人納付（主に自営業）がある方「市民税・県民税税額決定納税通知書」**

戸田市の通知では6月当初発送の場合、通知3頁の左下、市民税分、所得割額でご確認ください。前述の税額控除がある方は同様に足し戻した額となります。

6月当初以外に発送された通知では4頁でご確認ください。

「育児休業延長」を希望する方へ

育児休業給付金等の手続きをする際に、「保育施設等に入所できなかったことを証明する書類」が必要になることがあります。何月の証明が必要か、また給付金の申請等各種手続きについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。

Q 14 「保育施設等に入所できなかったことを証明する書類」（保留通知書）は発行できますか？

A 14 戸田市では、保育施設等の利用が保留になった方には「保留通知書」を **申込み時初回のみ** 交付しています。「保留通知書」が必要な方は毎月の申込み期限までに保育施設等の申込みを行ってください。

Q 15 申込後に、「入所できていない証明」が必要となったが発行可能ですか？

A 15 「保育施設等の利用状況証明申請書」を戸田市役所保育幼稚園課に提出していただければ、後日発行することが可能です。発行まで3営業日程度かかります。

郵送受取りをご希望の方は、返信用封筒（長形3号封筒に住所・氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）を申請書と同時に提出ください。

※「保育施設等の利用状況証明申請書」については、戸田市役所保育幼稚園課窓口または市ホームページにて取得いただけます。

※証明月において申込みが継続している必要があります。

## 入所決定後（在園中を含む）から家庭状況等に変更があった場合

入所決定後（在園中を含む）に保育を必要とする事由や家庭状況等に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」と以下に該当する必要書類を戸田市役所保育幼稚園課または在園中の保育園にご提出ください。

※きょうだい等2人以上が認可保育施設に入所している場合、『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』以外の書類は人数分必要（同園に入所中の場合はコピー可）となります。

< 以下、よくある変更の例 >

### （1）保護者が退職し、再就職を希望する場合

- ①退職から10日以内に下記書類を提出
  - ・「退職証明書」1枚（※退職日が確認できる書類でも可）  
（離職票、源泉徴収票等のコピー等）
  - ・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』
- ②退職後1か月以内に下記書類を提出（→月64時間以上勤務の場合は継続通園可）
  - ・「就労証明書」1枚・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』の用紙は戸田市HPの「保育幼稚園課、各種書類ダウンロード」から取得できます。また、戸田市役所保育幼稚園課にも用紙がございますので、必要書類の提出時にその場でご記入いただけます。

### （2）出産の場合

- ①出産予定日が分かたら下記書類を提出
  - ・「母子健康手帳の表紙のコピー」 ・「母子健康手帳の出産予定日の分かる部分のコピー」
  - ・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』
- ②出産後に下記書類を提出
  - ・「母子健康手帳の出生届出済証明の部分のコピー」・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』



### （3）育児休業取得・育児休業から復帰の場合

- ①育児休業取得の際は取得が決定次第、下記書類を提出
  - ・「就労証明書」（育児休業期間記載あり）1枚・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』
- ②育児休業から復帰の際は下記書類を提出
  - ・「就労証明書」（育児休業の取得済みにチェックあり、育児休業期間記載あり）1枚
  - ・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

※育児休業中は原則、短時間認定になります。

復帰時には、標準時間認定に変更するために、予め復帰前に「復帰予定日」と「標準時間に変更する旨」を記入した『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』を前月25日までに提出する必要があります。

### （4）ひとり親に変更の場合

- ・戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書などのいずれか1つ
- ・『教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）』

### （5）長期的に（2週間以上～1か月まで）園を休む場合

- ・「休園願」（保育料は休園中でも徴収されます）
- ※原則1か月を超えて休園することはできません。
- ※出産に伴う休園（里帰り出産など）の場合は、産前産後休暇中は休園することができます。

### （6）退所する場合

- ・「保育児童退所届」

その他上記以外の家庭状況や勤務状況の変更があった場合も届出が必要になりますので、保育幼稚園課までお問い合わせください。

◆申込み書類チェックリスト◆



①保育施設等利用申込書			
②家庭の状況届出書			
③教育・保育給付認定申請書（認定を受けていない児童のみ）			
④保育が必要であることを証明する書類		父	母
就労（内定）している方	就労証明書 （証明日が3か月以内） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の写しも提出		
育児休業中の方	就労証明書 （証明日が3か月以内） ※産休・育休期間の記載があるもの		
出産予定の方	母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日記載部分）		
病気や障害がある方	診断書(原本)・身体障害者手帳などの写し		
介護・看護をしている方	診断書(原本)または身体障害者手帳などの写し		
	介護・看護状況申告書(原本)		
在学中の方	在学証明書または学生証の写し		
	時間割の写し		
⑤その他の書類（8ページ⑤に該当する方のみ）			
⑥保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類			

◆提出前のチェック事項◆

- ・ 申込書の日付の記載は提出日になっていませんか？
- ・ 申込書の希望園はお間違いないですか？
- ・ 就労証明書の証明日は提出日の3か月以内になっていませんか？
- ・ 就労証明書下段の保護者記入欄の記入はお済みですか？
- ・ 家庭の状況届出書は両面記入してありますか？
- ・ 教育・保育給付認定申請書は両面記入してありますか？
- ・ 84円切手を貼った返信用封筒は同封してありますか？（4月一次郵送受付のみ）


◆郵送申込み用送付先住所シート◆

※4月一次受付のみ郵送受付を実施します

↓切り取ってお使いください↓

〒335-8588

埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

戸田市役所保育幼稚園課 入所・認定担当

◆お問い合わせ◆

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

戸田市役所保育幼稚園課 入所・認定担当

048-441-1800(代表)(内線 233・288)

048-424-9571 (直通)

☎保育コンシェルジュ直通

048-443-5611

